

令和4年12月28日
農林水産部農林企画課

高病原性鳥インフルエンザの発生に関する各種相談窓口の終了について

令和4年11月29日に開設しました、高病原性鳥インフルエンザ関連の各種相談窓口について、令和4年12月28日をもって終了しますのでお知らせします。

なお、相談窓口終了後の相談・問い合わせ等については、関係課の通常業務で対応することとなります。

○窓口終了後の対応

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの一般的事項に関する相談
農林水産部畜産課（家畜衛生担当）
- (2) 人への影響・健康相談
最寄りの保健所等
- (3) 野鳥に関する相談
最寄りの地方振興局県民環境部、自然保護課、野生生物共生センター
- (4) 家きん飼養農場の経営に関する相談
最寄りの農林事務所（農業振興普及部又は農業普及所）

(参考) 高病原性鳥インフルエンザに関する相談件数（12月27日17:00現在）
27件

[問い合わせ先]
福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部
情報班 古川
電話 024-521-7318（内線 3290）